

地域県土警察常任委員会資料

(令和7年12月2日)

[件名]

- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第44報）
(原子力安全対策課) … 2
- 財源措置の適正化等に係る申入れに対する中国電力からの回答について
(原子力安全対策課) … 3

危機管理部

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第44報）

令和7年12月2日

原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る状況等は次のとおりです。（前回報告は11月21日）

1 島根原子力発電所1号機（前回報告から変化なし）

廃止措置計画変更認可（第2段階への移行）：令和6年5月17日

原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の作業着手：令和6年5月29日

現在、放射線管理区域内設備の解体撤去、解体保管物の保管エリア設定、解体機器選定及び方法の検討等を実施している。

2 島根原子力発電所2号機（前回報告から変化なし）

（1）特定重大事故等対処施設

原子炉設置変更許可：令和6年10月23日

設計及び工事の計画の認可申請：令和7年1月31日

3 島根原子力発電所3号機

原子炉設置変更許可申請：平成30年8月10日（補正2回）、審査会合23回。

安全対策工事完了予定：令和10年度目途

11月27日に審査会合（23回目）が開催され、耐震設計方針及び耐津波設計方針等について確認が行われた。

[中国電力の説明]

・地震・津波に対して原子力発電所の安全機能が損なわれないこと。

[原子力規制委員会]

・特段の指摘事項なし。

財源措置の適正化等に係る申入れに対する中国電力からの回答について

令和7年12月2日
原子力安全対策課

9月3日、11月6日に中国電力に対して行った原子力安全対策に係る財源措置の適正化等の申入れに対して、11月28日に中国電力から回答を受けるとともに、その回答内容に対する対応について、3首長で協議を行いましたので、報告します。

1 日 時 11月28日（金）午後5時30分～午後6時30分

2 形 式 WEB形式

3 出席者 [自治体] 平井知事、伊木米子市長、伊達境港市長
[中国電力] 北野副社長



4 内 容

(1) 中国電力からの回答

ア 回答の概要

「原子力防災対策事業」に対しては島根県の核燃料税を算定基礎として、「弓ヶ浜半島の震災対策事業」に対しては島根県の島根半島震災対策事業への協力を算定基礎として、島根県と鳥取県のUPZ圏内的人口比(18%)に基づき、協力させていただく。これにより、島根県の核燃料税に見合う定常的かつ広範な事業に充当できる財源のご協力となるものと考えている。

『財源措置の見込額』※額については核燃料税等の実績額に応じて変動あり
【新規】原子力防災対策事業：2億円（11.2億円(核燃料税見込額)×18%）
【新規】弓ヶ浜半島の震災対策事業：10年総額9億円（年0.9億円目安）
【継続】人件費に係る財源：年1.8億円上限

イ 3首長からの主な意見・質問

○原子力防災対策事業は核燃料税に見合うものということで、我々が自由に使える財源と考えてよいか。充当する事業の選択権は震災対策事業も含め我々にあるのか。（知事）
→ 核燃料税見合いという考え方の趣旨で広範に使っていただけるもので、原子力防災対策事業、震災対策事業とも選定権は鳥取県、米子市、境港市にあるものと考えている。（中国電力）

○人口比での算定については一定程度理解するが、米子市や境港市は避難される方の受け入れ等が想定され、防災対策として単純な人口比では測れないものある。このため、今後も状況に応じて対応を協議していくことを、承知いただきたい。（米子市長）
→ 今後そのような事案が生じた場合は、引き続き、協議をさせていただきたい。（中国電力）

○境港市は人口密度が高く、放射線漏れ等の際は西風に乗って放射線のプルームが流れて、市民全員が被ばくするリスクを負っており、単純な人口比では測れないという点は米子市と同様の状況である。（境港市長）
→ いろんな状況に応じて、引き続き、協議をさせていただきたい。（中国電力）

○鳥取県が一括で受け取り2市に配分する場合、人件費はこれまで島根県の配分の仕方も参考にしてきたが、中国電力側の考え方はあるか。（知事）
→ 県と2市間で決定いただくことで、申し上げる立場はない。島根県の周辺3市への交付を参考としていただけるのであれば感謝申し上げる。（中国電力）

(2) 3首長協議

中国電力からの回答に対する今後の対応について3首長で協議し、以下のとおり確認した。

○各々が、議会にしかるべき形での予算案を提案して議会のご意見を伺い、議会の了承が得られれば協定等の手続きを進める。

○核燃料税を基礎とした財源措置について、以下の点を条件とするよう中国電力に求める。

- ・核燃料税と同等の取り扱いとし、弾力的な制度運用とすること。
- ・事業の選定権は鳥取県側にあること。
- ・核燃料税の状況に応じて、額が連動することを明確にすること。
- ・今回の措置内容を固定化せず、状況に応じて変更を検討すること。

【添付資料】

- ・島根原子力発電所に係る原子力防災対策等に関する財源協力について（中国電力からの回答文書）

電立第1号
2025年11月28日

鳥取県知事
平井伸治様
米子市長
伊木隆司様
境港市長
伊達憲太郎様

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
中川賢剛

島根原子力発電所に係る原子力防災対策等に関する
財源協力について(ご回答)

平素より当社の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。鳥取県、米子市および境港市から、昨年10月10日、12月19日、本年9月3日、11月6日付けでお申入れをいただきました島根原子力発電所に係る原子力防災対策等に関する財源協力について、下記のとおりご回答いたします。

記

当社は、原子力防災対策において、島根原子力発電所の30km圏内の住民の方々一人ひとりの安心安全に差が生じることがないよう、取り組んでまいり考えであり、鳥取県、米子市および境港市からいただいております財源協力のお申入れに対しても、この考え方方に沿って、検討・協議してまいりました。

この協議を通じて、島根原子力発電所に係る「原子力防災対策事業」および能登半島地震を踏まえた「弓ヶ浜半島の震災対策事業」の必要性が示されるとともに、重ねてのお申入れにおいて、地域の防災対策の向上、地域理解の促進につながる財源協力のあり方について、ご示唆をいただいたものと受け止めております。

これらを踏まえ、新たに、「原子力防災対策事業」に対しては島根県の核燃料税を算定基礎として、「弓ヶ浜半島の震災対策事業」に対しては島根県の島根半島震災対策事業へのご協力を算定基礎として、それぞれ前述の考え方方に沿って、両県の人口比に基づきご協力させていただくことで考えております。

これにより、原子力防災対策事業に対して、島根県の核燃料税に見合う定常的かつ広範な事業に充当できる財源のご協力となるものと考えています。

なお、2022年度からの原子力防災対策に係る人件費に関するご協力につきましても、継続することで考えております。

当社としましては、引き続き、島根原子力発電所の安全確保に万全を期すとともに、地域の皆さんにご安心ご理解をいただけるよう、取り組んでまいります。

以上